

第60回苫小牧スケートまつり第1回実行委員会次第

日 時：令和7年11月6日（木） 11時
場 所：職員会館304号室

1 開 会

2 議 題

(1) 議 案

議案第1号 第60回苫小牧スケートまつり実行委員会組織機構及び業務分担(案)
について

議案第2号 第60回とまこまいスケートまつり事業概要(案)について

議案第3号 第60回とまこまいスケートまつり会場レイアウト(案)について

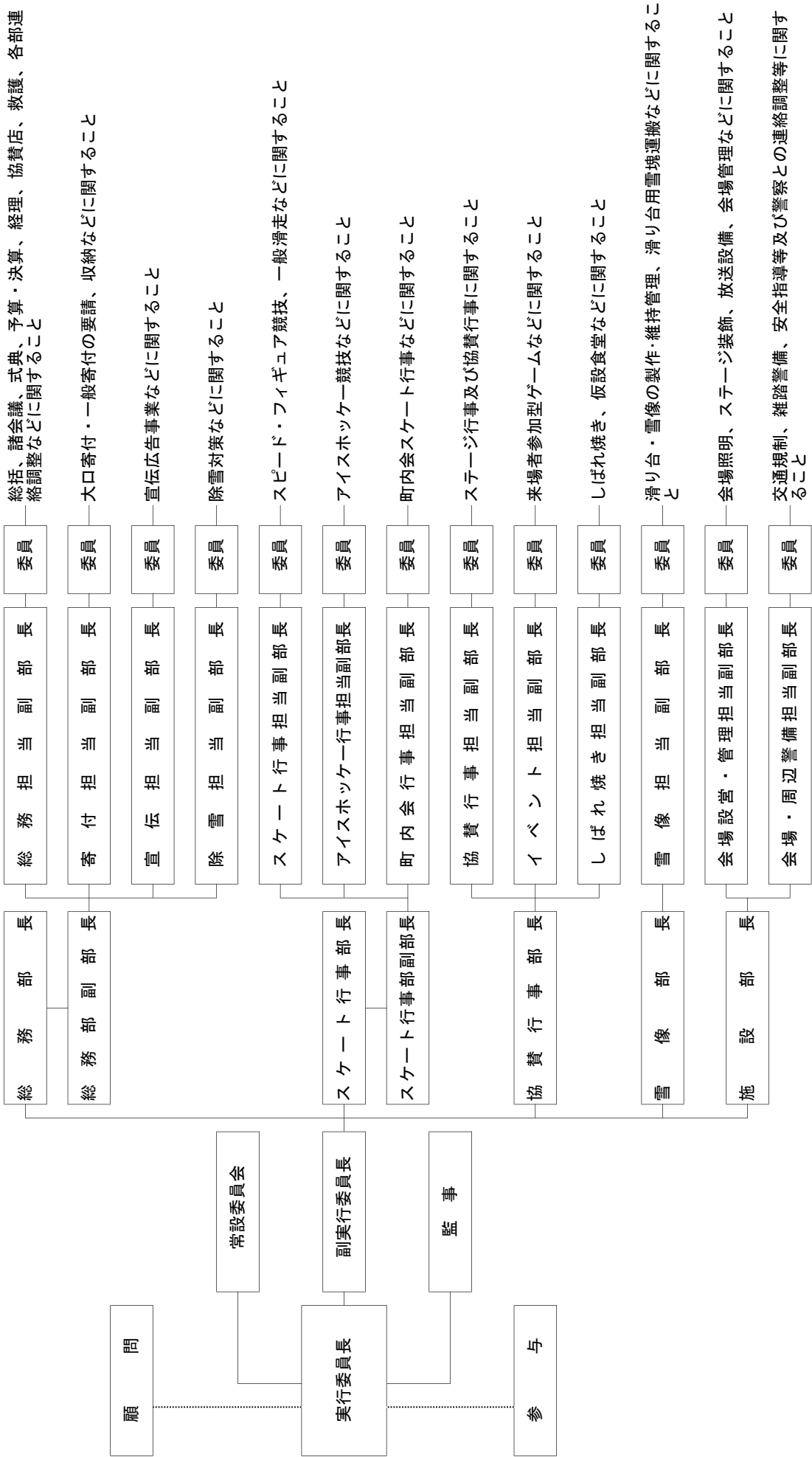
議案第4号 第60回苫小牧スケートまつり収支予算(案)について

議案第5号 苫小牧スケートまつり実行委員会会則の改正(案)について

(2) その他

3 閉 会

第60回苫小牧スケートまつり実行委員会組織機構及び業務分担(案)



第60回とまこまいスケートまつり事業概要（案）

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 主 催 | 第60回苫小牧スケートまつり実行委員会 |
| 2 | 構成団体 | 苫小牧市、苫小牧商工会議所、（一社）苫小牧観光協会、
（公財）苫小牧市スポーツ協会、苫小牧スケート連盟、苫小牧アイス
ホッケー連盟、苫小牧市町内会連合会、（一社）苫小牧青年
会議所及びその他関係団体 |
| 3 | 期 間 | 令和8年2月7日（土）～2月8日（日）（2日間） |
| 4 | 会 場 | 中央公園（若草町） |
| 5 | 事 務 局 | 苫小牧市表町5丁目11番5号 ふれんどビル3階
苫小牧市産業経済部産業振興室観光振興課 内 |

○事業内容

1 開催時間

両日 10：00～18：00

2 寄付金事業

市内外主要事業所・団体と各町内会に対し寄付を要請する

3 宣伝事業

（1）ポスターの製作と配布

ポスター（A1判）を3,300枚製作し、公共施設、町内会、市内外事業所・商店及び道内各市町に配布

（2）行事プログラムの製作と配布

プログラム90,000部を製作（B4判、カラー）、委託業者により市内配布

（3）懸垂幕、横断幕の掲出（西港フェリーターミナル、JR苫小牧駅）

（4）ホームページの作成（インターネットによるPR）

4 協賛店の出店

（1）しばれ焼きランドで名物しばれ焼きの実施

（2）協賛店の開設

前回の出店者に協賛店の出店要請を行うとともに新規出店者の募集も行う

5 協賛協力事業

（1）ちびっこすべり台の製作

（2）ステージにて来場者参加型イベントの実施

（3）苫小牧青年会議所主催行事

（4）アトラクション広場

（5）スノースケート

（6）会長杯争奪苫小牧カーリング選手権大会

（7）ブルームボール初心者体験教室

（8）耐寒ラジオ体操

6 主要行事

(1) ステージ行事

- ① 開会式
- ② ステージショー
※一般出演者（新規含む）は抽選により決定
- ③ その他

(2) スケート行事

- ① 民報杯中学校スプリント選手権
- ② 民報杯小学生スピードスケート競技会
- ③ 小学校スピードスケート招待リレー
- ④ 苫小牧チビッコスケート競技会

(3) アイスホッケー行事

- ① 南北海道高校新人アイスホッケー大会
- ② 会長杯中学生新人アイスホッケー大会
- ③ 道新杯小学生アイスホッケー大会

(4) 町内会行事

- ① 氷上スポーツ祭
- ② フロアカーリング競技会

(5) フォトコンテスト

7 会場運営管理業務

- (1) 電気設備、照明設備及び保守・保安
- (2) 仮設トイレ設置
- (3) ステージの装飾
- (4) 実行委員会（事務局）本部、臨時交番、すべり台製作支援本部（雪像部）、音響設備用プレハブ設置
- (5) 赤ちゃん休憩所、来場者休憩所、喫煙所設置

8 第60回とまこまいスケートまつり 記念行事について 別紙参照

9 その他

ステージ行事を対象に一部業務委託を行う



第60回苫小牧スケートまつり収支予算（案）

収入額	22,205,000 円
支出額	22,205,000 円
差引額	0 円

収入の部

区 分	60予算額案 (A)	59予算額 (B)	59決算額 (C)	増減 (A) - (B)	備 考
寄付金	7,960,000	8,630,000	8,765,000	△ 670,000	事業所・団体・町内会寄付金
補助金等収入	8,740,000	6,480,000	6,480,000	2,260,000	補助金：苫小牧市 共催団体負担金：苫小牧商工会議所・苫小牧観光協会・ 苫小牧市スポーツ協会・苫小牧アイスホッケー連盟 交付金：いきいきふるさと推進事業助成金
事業収入	4,180,000	3,960,000	4,606,140	220,000	プログラム・滑り台・ステージ 広告 協賛店出店料等
雑収入	674	1,037	90,800	△ 363	重機保険適用代
繰越金	1,324,326	1,277,963	1,277,963	46,363	
合 計	22,205,000	20,349,000	21,219,903	1,856,000	

支出の部

区 分	60予算額案 (A)	59予算額 (B)	59決算額 (C)	増減 (A) - (B)	備 考
総務費	2,101,000	1,957,000	1,849,330	144,000	保険、謝礼、消耗品等
宣伝費	1,745,000	1,557,000	1,471,413	188,000	ポスター・プログラム製作等
スケート行事費	900,000	900,000	846,997	0	スケート・ホッケー・町内会行事経費
協賛行事費	455,000	461,000	405,392	△ 6,000	
雪像費	4,585,000	3,636,000	4,055,751	949,000	すべり台製作費、資材経費等
施設費	11,219,000	11,838,000	11,266,694	△ 619,000	会場設備、警備費、一部運営委託等
記念行事費	1,100,000	0	0	1,100,000	企画運営委託費
予備費	100,000	0	0	100,000	
合 計	22,205,000	20,349,000	19,895,577	1,856,000	

苫小牧スケートまつり実行委員会会則

(目的)

第1条 本会は、苫小牧スケートまつり実行委員会（以下「本会」という。）は苫小牧スケートまつりの事業を実施することを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、次各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 各種行事の企画及びその運営
- (2) 各種行事の宣伝、紹介と観客の誘致
- (3) 会場の構成と設営
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 本会は、苫小牧市、苫小牧商工会議所、(一社)苫小牧観光協会、(公財)苫小牧市スポーツ協会、苫小牧スケート連盟、苫小牧アイスホッケー連盟、苫小牧市町内会連合会、(一社)苫小牧青年会議所、その他の関係団体及び本主旨に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第4条 本会には、次の役員を置く。

- | | | |
|-----|--------|-----|
| (1) | 実行委員長 | 1名 |
| (2) | 副実行委員長 | 8名 |
| (3) | 顧問 | 若干名 |
| (4) | 参与 | 若干名 |
| (5) | 部長 | 5名 |
| (6) | 総括副部長 | 若干名 |
| (7) | 副部長 | 若干名 |
| (8) | 委員 | 若干名 |
| (9) | 監事 | 若干名 |

2 実行委員長は、苫小牧市長の職にある者をもって充てる。

3 副実行委員長は、苫小牧市副市長、苫小牧商工会議所副会頭、(一社)苫小牧観光協会会長、(公財)苫小牧市スポーツ協会副会長、苫小牧スケート連盟会長、苫小牧アイスホッケー連盟副会長、苫小牧市町内会連合会会長、(一社)苫小牧青年会議所理事長の職にある者をもって充てるものとし、実行委員長がこれを委嘱する。

4 本会は、顧問、参与、監事を置くことができるものとし、実行委員長がこれを委嘱する。

5 委員は、本会の構成団体が選出するものとし、実行委員長がこれを委嘱する。

6 部長、総括副部長、副部長は実行委員長が委員の中から選出し、委嘱する。

(職務)

第5条 実行委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐する。

3 実行委員長に事故があるとき又は欠けたときは、苫小牧市副市長の職にある副実行委員長がその職務を代行する。

4 部長、総括副部長、副部長、委員は、本会の業務を推進する。

(組織)

第6条 実行委員会は、総務部、スケート行事部、協賛行事部、雪像部、施設部をもって組織する。

(会議)

第7条 本会の総会は、年3回程度開催し、付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の制定及び改廃

(2) 事業計画

(3) 収支予算及び決算

(4) 役員の選任

(5) その他の必要事項

2 実行委員長は、本会の事業を行うに当たり、必要に応じて常設委員会を開催し、業務の推進を図るものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局を苫小牧市産業経済部産業推進室観光振興課内に置く。

2 事務局に次の職員の職員を置き、実行委員長がこれを委嘱する。

(1) 事務局長 1名

(2) 次 長 2名以内

(3) 書 記 若干名

(事務局の職務)

第9条 事務局長は、実行委員長の命を受けて本会の事務を統括する。

2 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、これを代行する。

3 書記は、事務局長の命を受けて本会事務を処理する。

(任期)

第10条 本会の役職員の任期は委嘱日より1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠により、就任した役職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第11条 本会の会計は、補助金、協賛金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

3 本会の会計は、翌年4月1日から4月30日までを出納整理期間とする。

附則

この会則は、平成13年12月3日から施行する。

附則（平成20年12月16日改正）

この会則は、平成20年12月16日から施行する。

附則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成24年11月28日から施行する。

附則

この会則は、平成28年11月21日から施行する。

附則

この会則は、平成30年8月22日から施行する。

附則

この会則は、令和3年5月14日から施行する。

附則

この会則は、令和3年12月21日から施行する。

附則

この会則は、令和5年11月16日から施行する。

附則

この会則は、令和7年11月6日から施行する。

苫小牧スケートまつり実行委員会会則改正新旧対照表

新	旧
第1条から第10条 省略 (会計) 第11条 本会の会計は、補助金、協賛金、その他の収入をもってこれに充てる。 2 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。 3 本会の会計は、 <u>翌年4月1日から4月30日までを出納整理期間とする。</u>	第1条から第10条 省略 (会計) 第11条 本会の会計は、補助金、協賛金、その他の収入をもってこれに充てる。 2 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、 <u>翌年3月31日に終る。</u> <u>新設</u>
附則 この会則は、平成13年12月3日から施行する。 附則（平成20年12月16日改正） この会則は、平成20年12月16日から施行する。 附則 この会則は、平成21年4月1日から施行する。 附則 この会則は、平成24年11月28日から施行する。 附則 この会則は、平成28年11月21日から施行する。 附則 この会則は、平成30年8月22日から施行する。 附則 この会則は、令和3年5月14日から施行する。	附則 この会則は、平成13年12月3日から施行する。 附則（平成20年12月16日改正） この会則は、平成20年12月16日から施行する。 附則 この会則は、平成21年4月1日から施行する。 附則 この会則は、平成24年11月28日から施行する。 附則 この会則は、平成28年11月21日から施行する。 附則 この会則は、平成30年8月22日から施行する。 附則 この会則は、令和3年5月14日から施行する。

附則 この会則は、令和3年12月21日から施行する。 附則 この会則は、令和5年11月16日から施行する。 <u>附則</u> <u>この会則は、令和7年11月6日から施行する。</u>	附則 この会則は、令和3年12月21日から施行する。 附則 この会則は、令和5年11月16日から施行する。
---	---